

『荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託』に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

荒尾市はゼロカーボンシティ宣言を行い、持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、市全域の温室効果ガスを2050年までにゼロにする計画を策定することとする。

本計画は、荒尾市全体での省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用を推進し、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減に荒尾市全体で取り組み、「2050年カーボンニュートラル」を実現するために策定するものである。

さらに、本計画は、従来の二酸化炭素排出量を削減する取組に加え、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策を設ける「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして策定することとする。

よって、地球温暖化防止に係る本市の課題や目指すべき方向性を明らかにするための必要な調査や分析等を行い、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域の特性を踏まえた具体的な取組を定める計画書の策定を行うこととする。

なお、本業務の遂行に当たっては、事業者によって多様な手法が提案されることが期待されるとともに、地球温暖化防止に係る専門的な知見と全国の先進的な事例も含めた幅広く豊富な知識やノウハウを有する事業者が受託することによって、計画内容がより充実し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが可能となるため、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

(2) 業務内容

- ア 作業方針の検討
- イ 自然的・社会的条件の整理
- ウ 地球温暖化対策に係る情報の整理
- エ アンケート調査
- オ 再生可能エネルギー賦存量・利用可能量の推計
- カ 温室効果ガス排出量調査
- キ 計画内容の検討
- ク 計画書素案の作成
- ケ パブリックコメントの支援
- コ 計画書及び概要版の作成
- サ 温室効果ガス排出量算定支援システムの作成
- シ 各種会議の運営支援
- ス 打合せ・協議

セ その他

(3) 業務の仕様等

別紙「荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(6) 委託見積限度額

9,724,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案資格

応募者は、次の要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 平成31年度・令和2年度荒尾市建設工事（コンサルタント業務）入札参加資格登録をしている者であること。
- (8) 平成21年度以降、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の実績があること。

4 受託者選定の流れ

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（実績審査）を行い、上位4者について、二次審査（プレゼンテーション）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、

日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例（平成３年条例第１３号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

【表１】契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和３年５月２１日（金）
2	参加表明書等の提出	令和３年５月２１日（金）～ 令和３年６月３日（木） 【必着】※持参は午後５時まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和３年５月２１日（金）～ 令和３年５月２７日（木）
4	提示資料に関する質疑の回答	令和３年５月３１日（月） 予定
5	参加資格審査	令和３年６月上旬予定
6	提案書提出要請通知書（荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成２４年告示第１２８号。以下「要綱」という。）様式第２号）の通知	令和３年６月上旬予定
7	提出意思確認書（要綱様式第４号）及び提案書等の提出	令和３年６月１７日（木） 【必着】※持参は午後５時まで
8	一次審査（実績審査）	令和３年６月中旬～下旬予定
9	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和３年６月２８日（月） 予定
10	二次審査（プレゼンテーション）	令和３年７月上旬予定
11	最優秀提案事業者の決定	令和３年７月中旬予定
12	契約締結	令和３年７月下旬予定

５ 参加表明手続

参加表明するものは、参加表明書（要綱様式第１号）を１部提出するとともに、下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- イ 直近年度の決算資料
- ウ 業務実績一覧（任意様式）

平成２１年度から令和２年度までの期間の業務実績のうち、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」及び「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料を添付すること。

エ 納税証明書（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの。地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）
- ・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）
- ・ 市区町村民税の未納のない証明（写し可）

オ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本8部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和3年5月21日（金）から令和3年6月3日（木）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市市民環境部環境保全課）

(3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和3年6月上旬に、提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）により発送する予定である。

(4) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により書面（「提出意思確認書（要綱様式第4号）」）を提出すること。

ア 提出期限：令和3年6月17日（木）までとする。

持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市市民環境部環境保全課）

6 質疑について

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和3年5月21日（金）から令和3年5月27日（木）までとする。

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託についての質疑（事業者名）」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては事務局における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、期限内の電話による受理確認は、差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和3年5月31日（月）

イ 回答方法

回答予定日までに市ホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

7 提案書等の提出

(1) 提案書類

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、下記の書類を提出すること。また、提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

ア 提案書（要綱様式第3号）1部

イ 提案事項（任意様式・枚数制限なし・A4判） 正本1部・副本8部

※仕様書に定める業務内容について簡潔に記載するとともに、現時点で把握できる本市の特徴を踏まえ、将来的に本市の温室効果ガス排出量を削減するために効果的と考えられる取組について提案すること。

ウ 業務実施体制（人員体制）（任意様式） 正本1部・副本8部

※業務の経験年数や主な業務実績等を記載した取組体制（人員体制）について作成すること。

エ 業務工程表（任意様式） 正本1部・副本8部

※作業項目ごとに実施時期を記載した工程表を作成すること。

オ 業務実績報告書（任意様式） 正本1部・副本8部

※平成21年度から令和2年度までの期間の業務実績のうち、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の実績について成果物を1部提出すること（実物がない場合はプリントアウトしたもので可）。

カ 見積書（任意様式、消費税抜き）1部

※次の事項を記載し、長形3号の封筒に密封して提出すること。

① 業務名称

② 提出者の所在地・名称・代表者名

③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(2) 提出期限及び提案提出方法

① 提出期限：令和3年6月17日（木）

② 受付場所：事務局（荒尾市市民環境部環境保全課）

③ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

8 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類及び提案書等の内容に基づく一次審査（実績審査）を実施する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において表2に関する項目を併せて評価する。

(1) 審査予定時期

令和3年6月中旬～下旬

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2評価基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

【表2】一次審査の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実績	業務実績（実績数）をどの程度有しているか。	10
	業務実績報告書の内容について、市民及び事業者への再生可能エネルギーの普及・導入の促進に重点が置かれた計画となっているか。	10
実施体制	本業務を遂行するための適切な人員配置がなされているか。	10
合 計		30

9 二次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容等についての明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。

なお、提案書等の提出において提案書等に虚偽の記載があった場合又は提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていない場合は失格とする。

(1) 日時

令和3年7月上旬を予定する。正式な日時や場所は、改めて通知する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、WEB会議等の手段によるプレゼンテーション方法に変更する場合がある。

(2) 参加人数

1者当たりのプレゼンテーション参加人数は4人までとし、統括責任者及び主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

プレゼンテーションの時間はおおむね30分（説明約20分、質疑応答約10分）とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

評価委員には提案者名を開示せず、表3の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

【表 3】 二次審査の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
分析力 ・技術力	環境基本法、その他関連法令、社会的背景等を理解し、国の最新の動向に基づく提案となっているか。	10
	荒尾市の現状を分析し、地域の特性や課題を的確に把握しているか。	10
企画力	本市の実態に合った数値目標となっているか。	5
	本市の関連する他の計画との整合性がとれた内容となっているか。	15
	本市の地域特性を捉え、再生可能エネルギーの活用（太陽光発電設備の導入促進等）及び電力の地産地消に重点を置いた独自性の高い取組内容となっているか。	20
	気候変動適応策としての適切な内容が包含されているか。	5
	効果的な進行管理の手法が示されているか。	5
合 計		70

10 最優秀提案事業者の選定等

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、下記の算定方式によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。提案者の評価点数が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、審査会会長が上位の提案者を決定する。

なお、提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の技術評価点数があらかじめ評価委員会が定める水準以上であれば最優秀提案事業者の候補者として特定する。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 20}{\text{参加者の見積額}}$$

※小数点以下第1位まで算出（小数点第2位以下は切捨て）

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（要綱様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（要綱様式第8号）により通知する。

11 最優秀提案事業者の決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等に基づくものとする。
- (4) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、

上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。

1 2 結果の公表

ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話による問合せには一切応じない。

(1) 最優秀提案事業者の決定後

ア 業務の概要

- ① 件名
- ② 業務内容

イ 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名

(2) 契約締結後

ア 契約金額

イ 評価委員会における審査の概要

ウ その他必要な事項

1 3 その他

- (1) 本実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。
- (3) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。
- (4) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書が無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加者が提出した提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係

所在地 〒864 - 8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968 - 63 - 1386 ファックス番号 0968 - 63 - 1376

電子メール kanpo@city.arao.lg.jp